1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">助産の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">児童福祉法第22条</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="4">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)
別紙「那覇市助産の実施に係る事務取扱要綱」及び「那覇市助産の実施に係る事務取扱要綱の運用指針」のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準
設定年月日</td><td>平成15年11月1日
平成25年12月16日</td><td>審査基準
最終変更年月日</td><td>令和4年10月1日
平成25年12月16日</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td colspan="3">□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
期間(　　)
■無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間
設定年月日</td><td>年　月　日</td><td>標準処理期間
最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">こどもみらい部　子育て応援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

［別紙］

〇那覇市助産の実施に係る事務取扱要綱（抜粋）

（助産の実施の範囲）

第２条 法第 22 条の規定により助産施設において、助産を実施するものの範囲は、当福祉事務所の所管区域内における妊産婦であって、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦とし、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 保健上入院助産が必要であると認められる者

(2)「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成１１年４月３０日厚生省発児第８６号厚生事務次官通知。以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）に定める「児童入所施設徴収基準額表」の備考による助産の実施に該当する妊産婦であること。

(3) 健康保険が行う出産に関する給付（以下「出産一時金」という。）では適切な分娩ができないなどの正当な理由があると認められる者。

(注)「適切な分娩ができないなどの正当な理由」とは、当該妊産婦が切迫早産などの理由により長期的な入院を余儀なくされる場合など分娩に係る費用が出産一時金では十分に賄えない客観的事実が認められる場合である。

〇那覇市助産の実施に係る事務取扱要綱の運用指針（抜粋）

1　対象者の要件

(1)　要綱第２条の「保健上必要がある」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

①　異常分娩のおそれがある場合

②　妊娠中の胎児又は母体に異常が認められる場合

③　住居が狭少で１部屋である場合

④　多子世帯で人手が不足し、かつ、親族等の援助を受けられない場合

⑤　不衛生等で家庭環境が劣悪である場合

⑥　その他市長が必要であると認める場合（精神疾患の治療中であるなど）

(2)　要綱第２条の「経済的理由により」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

①　生活保護世帯

②　市民税非課税世帯

③　市民税課税世帯のうち要綱で定める基準に該当する場合

(3)　要綱第２条の「児童入所施設徴収基準額表」でいう「真にやむを得ない特別の理由」とは、次の理由により著しく当該世帯の経済的事情が変動している客観的事実が認められる場合をいう。

①　風水害による災害

②　不慮の事故

③　生計維持者の病気